

福岡県公報

平成二十四年十月十二日
第三千四百三十七号
増刊
①

目次

条 例 (第四十八号・第六十九号)

○福岡県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	四
○グリーンアジア国際戦略総合特区における福岡県税の課税免除に関する条例	(税務課)	五
○福岡県スポーツ推進審議会条例	(県民文化スポーツ課)	六
○福岡県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例	(男女共同参画推進課)	六
○福岡県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	(保健衛生課)	九
○福岡県病院及び診療所の人員及び施設の基準等に関する条例	(医療指導課)	十
○福岡県養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	(高齢者支援課)	十四
○福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	(介護保険課)	十七
○福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (児童家庭課)		二十四
○福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	(障害者福祉課)	四十
○福岡県障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	(障害者福祉課)	四十四
○福岡県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例 (保護・援護課)		四十七
○福岡県職業能力開発促進条例	(職業能力開発課)	五十三
○福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造		

○福岡県道路標識の寸法に関する条例	(道路維持課)	五十五
○福岡県道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識に関する条例	(道路維持課)	六十二
○福岡県道路構造の基準に関する条例	(道路建設課)	六十四
○福岡県都市公園条例の一部を改正する条例	(公園街路課)	七十七
○福岡県流域下水道条例	(下水道課)	八十二
○福岡県警察職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部警務課)	八十四
○福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例	(警察本部組織犯罪対策課)	八十四
○福岡県風俗案内業の規制に関する条例	(警察本部生活保安課)	八十五

公布された条例のあらまし

◇福岡県税条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の制定に伴い、地方消費税の税率の引上げを行うこととした。

2 一 この条例中第一条の規定は平成二十六年四月一日から、第二条の規定は平成二十七年十月一日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇グリーンアジア国際戦略総合特区における福岡県税の課税免除に関する条例

(総務部税務課)

1 総合特別区域法第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域として指定されたグリーンアジア国際戦略総合特区において、環境を軸とした産業の集積又は高度化を図り、アジアから世界に展開する産業拠点の構築を促進するため、地方税法第六条第一項の規定に基づき、不動産取得税の課税免除に関し必要な事項を定めることとした。

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕 〒 812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
 〔作成〕 〒 812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 久野 印刷株式会社 (電話 092-262-5726)

と。

四 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

五 訓練生の数 訓練を行う一単位につき五十人以下であること。

六 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。

七 試験 訓練の修了時に行うこと。

(無料とする職業訓練)

第十四条 法第二十三条第一項第三号の規定により条例で定める職業訓練は、職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就こうとする求職者に対して行う普通職業訓練とする。

(公共職業能力開発施設の職業訓練指導員)

第十五条 法第二十八条第一項の条例で定める者は、同項に規定する都道府県知事の免許を受けた者又は職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)

第四十八条の三各号のいずれかに該当する者(職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者)であつては、同令第三十九条第一号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。)とする。

第四章 雑則

(委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六十一号

福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 歩道等(第三条―第十条)

第三章 立体横断施設(第十一条―第十六条)

第四章 乗合自動車停留所(第十七条・第十八条)

第五章 路面電車停留場等(第十九条―第二十一条)

第六章 自動車駐車場(第二十二条―第三十二条)

第七章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等(第三十三条―第三十七条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。)第十条第一項の規定に基づき、県が道路管理者である県道に係る道路移動等円滑化基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設(横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。)に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。
- 二 車両乗り入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。

三 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若

しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）及び道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）において使用する用語の例による。

第二章 歩道等

（歩道）

第三条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

（有効幅員）

第四条 歩道の有効幅員は、福岡県道路構造の基準に関する条例（平成二十四年福岡県条例第六十四号。以下「道路構造条例」という。）第十二条第三項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造条例第十一条第二項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第五条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（勾配）

第六条 歩道等の縦断勾配は、五パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗り入れ部を除く。）の横断勾配は、一パーセント以下とするものとする。ただし、前条第一項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。

（歩道等と車道等の分離）

第七条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等（車両乗り入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは十五センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

（高さ）

第八条 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、五センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗り入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

（横断歩道に接続する歩道等の部分）

第九条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は二センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に転回できる構造とするものとする。

（車両乗り入れ部）

第十条 第四条の規定にかかわらず、車両乗り入れ部のうち第六条第二項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、二メートル以上とするものとする。

第三章 立体横断施設

（立体横断施設）

第十一条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし

、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

(エレベーター)

第十二条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる構造とするものとする。

一 籠の内法幅は一・五メートル以上とし、内法奥行きは一・五メートル以上とすること。

二 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は一・四メートル以上とし、内法奥行きは一・三五メートル以上とすること。

三 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第一号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては九十センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては八十センチメートル以上とすること。

四 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第二号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。

五 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。

六 籠内に手すりを設けること。

七 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

八 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

九 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。

十 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。

十一 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。

十二 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は一・五メートル以上とし、有効奥行きは一・五メートル以上とすること。

十三 停止する階が三以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いたときに籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第十三条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる構造とするものとする。

一 有効幅員は、二メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートル以上とすることができる。

二 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

三 横断勾配は、設けないこと。

四 二段式の手すりを両側に設けること。

五 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

六 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

七 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大ききこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。

八 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

九 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が二・五メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐ必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

十 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメー

トル以内ごとに踏幅一・五メートル以上の踊り場を設けること。
(エスカレーター)

第十四条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に掲げる構造とするものとする。

- 一 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。
- 二 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- 三 昇降口において、三枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
- 四 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
- 五 くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。
- 六 エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- 七 踏み段の有効幅は、一メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、六十センチメートル以上とすることができる。

(通路)

第十五条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に掲げる構造とするものとする。

- 一 有効幅員は、二メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。
- 二 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。
- 三 二段式の手すりを両側に設けること。
- 四 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- 五 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- 六 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

第十六条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段(その踊り場を含む。以下同

じ。)は、次に掲げる構造とするものとする。

- 一 有効幅員は、一・五メートル以上とすること。
- 二 けあげの寸法は十五センチメートル、踏面の寸法は三十センチメートルを標準とし、けこみの寸法は二センチメートル以下とすること。
- 三 二段式の手すりを両側に設けること。
- 四 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- 五 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 六 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- 七 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- 八 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 九 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- 十 階段の下面と歩道等の路面との間が二・五メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- 十一 階段の高さが三メートルを超える場合においては、その途中に踊り場を設けること。
- 十二 踊り場の踏幅は、直階段の場合にあつては一・二メートル以上とし、その他の場合にあつては当該階段の幅員の値以上とすること。

(高さ)

第十七条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、十五センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第十八条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、

それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第五章 路面電車停留場等

(乗降場)

第十九条 路面電車停留場の乗降場は、次に掲げる構造とするものとする。

- 一 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあつては二メートル以上とし、片側を使用するものにあつては一・五メートル以上とすること。
- 二 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。
- 三 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。
- 四 横断勾配は、一パーセントを標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 五 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- 六 乗降場は、緑石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。
- 七 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(傾斜路の勾配)

第二十条 路面電車停留場の乗降場と車道等との高低差がある場合においては、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。
- 二 横断勾配は、設けないこと。

(歩行者の横断の用に供する軌道の部分)

第二十一条 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくするものとする。

第六章 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第二十二条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車場の用に供する部分(以下「障害者用駐車施設」という。)を設けるものとする。

2 障害者用駐車施設の数は、自動車駐車場の全駐車台数が二百以下の場合にあつては当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が二百を超える場合にあつては当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上とするものとする。

3 障害者用駐車施設は、次に掲げる構造とするものとする。

- 一 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- 二 有効幅は、三・五メートル以上とすること。
- 三 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用駐車施設)

第二十三条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける際には、障害者が円滑に利用できる駐車場の用に供する部分(以下「障害者用駐車施設」という。)を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障害者用駐車施設は、次に掲げる構造とするものとする。

- 一 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- 二 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は一・五メートル以上とし、有効奥行きは一・五メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
- 三 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(出入口)

第二十四条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に掲げる構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

- 一 有効幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち一以上の出入口の有効幅は、一・二メートル以上とすること。
- 二 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を一・二メートル以上とする当該自動車駐

車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、一以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第二十五条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち一以上の通路は、次に掲げる構造とするものとする。

一 有効幅員は、二メートル以上とすること。

二 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

三 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(エレベーター)

第二十六条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち一以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。

3 第十二条第一号から第四号までの規定は、第一項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。

4 第十二条の規定は、第二項のエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第二十七条 第十三条の規定は、前条第一項の傾斜路について準用する。

(階段)

第二十八条 第十六条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(屋根)

第二十九条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第二十五条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第三十条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に掲げる構造とするものとする。

一 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

二 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

三 男子用小便器を設ける場合においては、一以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。

四 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち一以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第三十一条 前条第二項第一号の便房を設ける便所は、次に掲げる構造とするものとする。

一 第二十五条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち一以上の通路は、同条各号に定める構造と同じ構造とすること。

二 出入口の有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

三 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

四 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

五 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に掲げる構造とすること。

イ 有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

六 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第二項第一号の便房は、次に掲げる構造とするものとする。

一 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
 二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

三 腰掛便座及び手すりを設けること。

四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

第三十二号、第五号及び第六号の規定は、前項の便房について準用する。

第三十二条 前条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号並びに第二項第二号から第四号までの規定は、第三十条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第七章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第三十三条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第三十四条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックの大きさは、縦三十センチメートル、横三十センチメートルを標準とする。

4 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第三十五条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第三十六条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第三十七条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第三条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。

3 第三条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第四条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を一・五メートルまで縮小することができる。

4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第四条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を一メートルまで縮小することができる。

5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第八条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、当分の間、この規定による基準によらないことができる。

6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第十条の規定の適用については、当分の間、同条中「二メートル」とあるのは、「一メートル」とする。

福岡県道路標識の寸法に関する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六十二号

福岡県道路標識の寸法に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十五条第三項の規定に基づき、道路（県が道路管理者である県道に限る。以下同じ。）に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。以下これらを総称して「道路標識」という。）の寸法を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 標示板の数値 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年^{総理}府令第三号。以下「標識令」という。）別表第二（備考を除く。）の図（以下「別^{建設}表第二図」という。）に示されている道路標識の標示板の大きさを表すための数値

二 図示の標示板 別表第二図において標示板の数値が示されている標示板

三 文字等の数値 別表第二図に示されている道路標識の文字及び記号の大きさを表

すための数値

四 図示の文字等 別表第二図において文字等の数値が示されている文字及び記号

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、道路法及び標識令において使用する用語の例による。

(図示の標示板の寸法)

第三条 図示の標示板の寸法については、次項から第八項までに定めるところによる。

2 図示の標示板の寸法は、標示板の数値にセンチメートルを付して表したものである。

3 前項の規定にかかわらず、自動車専用道路（道路法第四十八条の三に規定する道路等との交差の方式が立体交差であるものに限る。以下同じ。）に設置する案内標識であつて、地名を表示するものについては、地名を表示する文字の字数の多少により前項の規定による横寸法を拡大し、又は縮小することができる。

4 前二項の規定にかかわらず、自動車専用道路に設置する案内標識については、前二項の規定による寸法の三倍まで拡大することができる。

5 第二項の規定にかかわらず、自動車専用道路に設置する警戒標識については、設計速度が六十キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合には第二項の規定による寸法の二倍まで、設計速度が百キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合には同項の規定による寸法の二・五倍まで、それぞれ拡大することができる。

6 第二項の規定にかかわらず、自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識に係る次の各号に掲げる寸法については、当該各号に定める寸法に拡大することができる。

一 駐車場を表示する案内標識であつて、標識令別表第二備考一（以下単に「備考一」という。）に規定する便所を表す記号を表示するものの横寸法 第二項の規定による寸法の二・五倍までの寸法

二 道路の通称名を表示する案内標識の横寸法（標識令別表第二に示されている道路標識の番号（以下「標識番号」という。）が（一一九一C）のものにあつては、縦寸法） 表示する文字の字数により必要と認められる寸法

7 第二項及び前項の規定にかかわらず、自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識又は警戒標識であつて、次の各号に掲げるものについての寸法は、当該各号に定め

る寸法に拡大することができる。

- 一 駐車場を表示する案内標識、都道府県道番号を表示する案内標識（標識番号が（一一八の四一A）のものに限る。）及び（一一八の四一B）のものに限る。）並びに道路の通称名又はまわり道を表示するもの以外のものの文字の寸法 次の表の上欄に掲げる道路の設計速度に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる寸法（ローマ字にあっては、その二分の一の寸法）。ただし、必要がある場合においては、これを一・五倍、二倍、二・五倍又は三倍の寸法に、それぞれ拡大することができる。

二 登坂車線を表示する案内標識、都道府県道番号を表示する案内標識（標識番号が（一一八の二一A）のものを除く。）及び道路の通称名を表示する案内標識であつて、道路の形状又は交通の状況により特別の必要があるもの 第二項又は前項の規定により定められた寸法の一・三倍、一・六倍又は二倍の寸法

三 登坂車線を表示する案内標識、都道府県道番号を表示する案内標識（標識番号が（一一八の二一A）のものを除く。）及び道路の通称名を表示する案内標識であつて、道路の形状又は交通の状況により特別の必要があるもの 第二項又は前項の規定により定められた寸法の一・五倍又は二倍の寸法

四 補助標識の寸法については、その附置される案内標識又は警戒標識について第三項から前項までの規定により拡大又は縮小をした場合にあつては、当該拡大又は縮小に係る比率と同じ比率で拡大又は縮小をすることができる。

（その他の標示板の寸法）

第四條 図示の標示板以外の道路標識の標示板の寸法は、前条第二項から第八項までの規定を踏まえて道路の形状、交通の状況等を勘案した適当な寸法とする。

（図示の文字等の寸法）

第五條 図示の文字等の寸法については、次項から第五項までに定めるところによる。

- 一 図示の文字等の寸法は、文字等の数値にセンチメートルを付して表したものとすることを。
- 二 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる文字の寸法は、当該各号に定める寸法とする。

- 一 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識であつて、入口の方向、入口の予告、方面、方向及び道路の通称名の予告又は方面、方向及び道路の通称名を表示するもの、著名地点を表示するもの（標識番号が（一一四一B）のものに限る。）
- 二 非常電話、待避所、非常駐車帯、駐車場、登坂車線、都道府県道番号又は総重量限度緩和指定道路を表示するもの、高さ限度緩和指定道路を表示するもの（標識番号

が（一一八の四一A）又は（一一八の四一B）のものに限る。）並びに道路の通称名又はまわり道を表示するもの以外のものの文字の寸法 次の表の上欄に掲げる道路の設計速度に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる寸法（ローマ字にあっては、その二分の一の寸法）。ただし、必要がある場合においては、これを一・五倍、二倍、二・五倍又は三倍の寸法に、それぞれ拡大することができる。

設計速度（単位 キロメートル毎時）	文字の寸法（単位 センチメートル）
七〇以上	一〇
四〇、五〇又は六〇	二〇
三〇以下	三〇

二 方面、方向及び道路の通称名の予告又は方面、方向及び道路の通称名を表示する案内標識 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める寸法

イ 矢印の部分以外の部分の文字の寸法 前号の規定による寸法

ロ 矢印の部分の文字の寸法 イに掲げる文字の寸法の〇・六倍の寸法

三 著名地点を表示する案内標識（標識番号が（一一四一B）のものに限る。）の文字の寸法 十センチメートル

四 第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる記号の寸法は、当該各号に定める寸法とする。

- 一 市町村、都府県、方面、方向及び距離、方面及び距離、方面及び距離、方面及び距離の予告、方面及び方向、方面、方向及び道路の通称名の予告、方面、方向及び道路の通称名の予告、方面、車線及び出口の予告、方面及び出口又は著名地点を表示する案内標識の市町村章、県章又は公共施設等の形状等を表す記号の寸法 日本字の寸法の一・七倍以下の寸法

二 都市高速道路等に設置する方面及び方向を表示する案内標識の備考一に規定する路線を表す記号の寸法 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める寸法

イ 備考一に規定する経由路線を表す記号 日本字の寸法の一・六倍以下の寸法

ロ 備考一に規定する方面としての路線を表す記号 日本字の寸法の一・九倍以下の寸法

三 自動車専用道路以外の道路に設置する駐車場を表示する案内標識の備考一に規定する便所を表す記号の寸法 駐車場を表示する記号の〇・七倍以下の寸法

5 道路標識の文字及び記号の寸法について、当該道路標識を第三条第三項から第八項までの規定により拡大又は縮小をした場合にあつては、当該拡大又は縮小に係る比率と同じ比率で拡大又は縮小をすることができる。
 (その他の文字等の寸法)

第六条 図示の文字等以外の道路標識の文字及び記号の寸法は、前条第二項から第五項までの規定を踏まえて道路の形状、交通の状況等を勘案した適当な寸法とする。

(緑、緑線及び区分線の太さの寸法)

第七条 道路標識の標示板の緑、緑線及び区分線の太さの寸法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める寸法とする。

- 一 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識であつて、待避所若しくは駐車場を表示するもの又はまわり道を表示するもの(標識番号が(二二〇一B)のものに限る。)(の標示板の緑 九ミリメートル)
- 二 都道府県道番号を表示する案内標識(標識番号が(一一八の二一A)のものに限る。)(、総重量限度緩和指定道路を表示する案内標識及び高さ限度緩和指定道路を表示する案内標識(標識番号が(一一八の四一A)又は(一一八の四一B)のものに限る。)(の標示板の緑 十六ミリメートル)
- 三 登坂車線を表示する案内標識の標示板の緑 十ミリメートル
- 四 都道府県道番号を表示する案内標識(標識番号が(一一八の二一A)のものを除く。)(及び道路の通称名を表示する案内標識の標示板の緑 八ミリメートル)
- 五 前各号に掲げるもの以外の案内標識であつて、日本語が表示されているものの標示板の緑 日本語の寸法の二十分の一以上の寸法
- 六 日本語が表示されている案内標識の標示板の緑線及び区分線 日本語の寸法の二十分の一以上の寸法
- 七 警戒標識の標示板の緑及び緑線 十二ミリメートル
- 八 終わりを表示する補助標識(標識番号が(五〇七一C)のものに限る。)(の標示板の緑及び緑線 十ミリメートル)
- 九 前各号に掲げるもの以外の道路標識の標示板の緑、緑線及び区分線 前各号の規定を踏まえて道路の形状、交通の状況等を勘案した適当な寸法

附則

この条例は、公布の日から施行する。
 福岡県道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識に関する条例をここに公布する。
 平成二十四年十月十二日
 福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六十三号

福岡県道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識に関する条例
 (趣旨)

第一条 この条例は、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十四条の三の規定に基づき、道路(県が道路管理者である県道に限る。)(の附属物である有料の自動車駐車場又は自転車駐車場(以下「自動車駐車場等」という。)(に設ける駐車料金を表示するための標識に関し必要な事項を定めるものとする。
 (標識に表示する事項等)

第二条 前条の標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- 一 駐車料金の額
 - 二 駐車することができる時間
 - 三 駐車料金の徴収方法
 - 四 割増金の徴収に関する注意事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、自動車駐車場等の利用に関し必要と認められる事項
- 2 前条の標識は、自動車駐車場等を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。
- 3 前条の標識の形状、大きさ等は、前項の者の見やすいものでなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県道路構造の基準に関する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

福岡県条例第六十四号

福岡県道路構造の基準に関する条例

福岡県知事 小川 洋

(趣旨)

第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第八十号。以下「法」という。）第三十条第三項の規定に基づき、道路（県が道路管理者である県道に限る。）を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法及び道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

(道路の区分)

第三条 道路は、次の表に定めるところにより、第一種から第四種までに区分するものとする。

道路の存する地域	地方部	第一種
	都市部	第二種
自動車専用道路又はその他の道路の別		第一種
自動車専用道路		第二種
その他の道路		第三種
		第四種

2 第一種の道路は第一号の表に定めるところにより第二種から第四種までに、第二種の道路は第二号の表に定めるところにより第一級又は第二級に、第三種の道路は第三号の表に定めるところにより第二級から第四級までに、第四種の道路は第四号の表に定めるところにより第一級から第三級までに、それぞれ区分するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、該当する級が第一種第四級又は第二種第二級である場合を除き、該当する級の一級下の級（該当する級が第三種第四級である場合には第三種第五級、第四種第三級である場合には第四種第四級）に区分することができる。

一 第一種の道路

計画交通量(単位 一日につき台)	二〇、〇〇〇以上	二〇、〇〇〇未満
道路の存する地域の地形		

平地部	第二級	第三級
山地部	第三級	第四級

二 第二種の道路

道路の存する地区	大都市の都心部	第二級
第一級		第二級

三 第三種の道路

計画交通量(単位 一日につき台)	四、〇〇〇以上	四、〇〇〇未満
道路の存する地域の地形		
平地部	第二級	第三級
山地部	第三級	第四級

四 第四種の道路

計画交通量(単位 一日につき台)	四、〇〇〇以上	四、〇〇〇未満
第一級	未滿	第三級
第二級		

3 前二項の規定による区分は、当該道路の交通の状況を考慮して行うものとする。

4 第一種、第二種、第三種第二級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路（第三種第二級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路にあっては、高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）は、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、当該道路の近くに小型自動車等（小型自動車その他これに類する小型の自動車をいう。以下同じ。）以外の自動車が行き回ることができる道路があるときは、小型自動車等（第三種第二級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路にあっては、小型自動車等及び歩行者又は自転車）のみの通行の用に供する道路とすることができる。

5 第一種、第二種、第三種第二級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路については、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、小型自動車等のみの通行の用に供する車線を他の車線と分離して設け

ることができる。この場合において、第三種第二級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路について小型自動車等のみの通行の用に供する車線を設けようとするときは、当該車線に係る道路の部分を高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造とするものとする。

6 道路は、小型道路（第四項に規定する小型自動車等（第三種第二級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路にあつては、小型自動車等及び歩行者又は自転車）のみの通行の用に供する道路及び前項に規定する小型自動車等のみの通行の用に供する車線に係る道路の部分）をいう。以下同じ。）と普通道路（小型道路以外の道路及び道路の部分）をいう。以下同じ。）とに区分するものとする。

（車線等）

第四条 車道（次に掲げるものを除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、この限りでない。

- 一 副道
- 二 停車帯
- 三 交差点
- 四 車両の通行の用に供するため中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）が切断された車道の部分
- 五 乗合自動車停車所及び非常駐車帯
- 六 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間
- 七 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、二とする。

第一種	区 分		地形	設計基準交通量（単位 一日につき台）
	第一級			
	平地部	山地部		
	第二級			
	平地部	山地部		
	一四、〇〇〇	一〇、〇〇〇		

第四種	第三種				第二種		第一種	
	第三級	第二級	第一級	第四級	第三級	第二級	第一級	第四級
				山地部	平地部	平地部	山地部	平地部
				山地部	平地部	平地部	山地部	平地部
	九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	六、〇〇〇	八、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	一三、〇〇〇

交差点の多い第四種の道路については、この表の設計基準交通量に〇・八を乗じた値を設計基準交通量とする。

3 前項に規定する道路以外の道路（第二種の道路で対向車線を設けないもの並びに第三種第五級及び第四種第四級の道路を除く。）の車線の数は四以上（交通の状況により必要がある場合を除き、二の倍数）、第二種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は二以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる一車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によつて定めるものとする。

第二種	第一種				地形	一車線当たりの設計基準交通量（単位 一日につき台）
	第二級	第一級	第四級	第三級		
			山地部	平地部	山地部	平地部
			山地部	平地部	山地部	平地部
	一七、〇〇〇	一八、〇〇〇	八、〇〇〇	一一、〇〇〇	九、〇〇〇	一二、〇〇〇

4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第一種第二級、第三種第二級又は第四種第一級の普通道路にあつては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に〇・二五メートルを加えた値、第一種第二級若しくは第三級の小型道路又は第二種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から〇・二五メートルを減じた値とすることができる。

第四種	第三種		
	第三級	第二級	第一級
第三級	第二級	第一級	第四級
一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	山地部
			平地部
			山地部
			平地部
			九、〇〇〇
			七、〇〇〇
			八、〇〇〇
			六、〇〇〇
			五、〇〇〇

第二種	第一種			区分	車線の幅員（単位メートル）
	第二級	第一級	第四級		
第二級	第三級	第二級	第一級	普通道路	三・五
				普通道路	三・五
				小型道路	三・二五
				普通道路	三・二五
				小型道路	三
				普通道路	三・二五
				小型道路	三
				普通道路	三・二五
				小型道路	三

5 第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道の幅員は、四メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十五条の規定により車道に狭窄部きやくぶを設ける場合においては、三メートルとすることができる。

（車線の分離等）

第四種	第三種		
	第二級及び第三級	第一級	第四級
第二級及び第三級	第一級	第四級	第三級
小型道路	普通道路	小型道路	普通道路
二・七五	三	二・七五	二・七五
			三
			二・七五
			二・七五
			三・二五
			二・七五

4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数（登坂車線、屈折車線及び変速車線の数）を除く。以下この条において同じ。）が三以下である第一種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

1 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第一種の道路であつて同方向の車線の数が一であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であつて、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分	車道の左側に設ける路肩の幅員(単位 メートル)	
	普通道路	小型道路
第二級及び第三級	二・五	一・七五
第四級	普通道路	二・五
	小型道路	一・二五

4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の上欄に掲げる値以上とするものとする。

区 分	車道の右側に設ける路肩の幅員(単位 メートル)	
	普通道路	小型道路
第一級	一・二五	〇・七五
第二級	普通道路	〇・七五
	小型道路	〇・五
第三級及び第四級	普通道路	〇・七五
	小型道路	〇・五
第二種	普通道路	〇・七五
第三種	普通道路	〇・五
第四種	普通道路	〇・五

5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩(第三項本文に規定する路肩を除く。)

又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩(同項本文に規定する路肩を除く。)

の幅員は、第一種第二級の道路にあつては一メートルまで、第一種第三級又は第四級の道路にあつては〇・七五メートルまで、第三種第二級から第四級までの普通道

路にあつては〇・五メートルまで縮小することができる。

6 副道に接続する路肩については、第二項の表第三種の項中「〇・七五」とあるのは、「〇・五」とし、第二項ただし書の規定は適用しない。

7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保持するために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

8 第一種又は第二種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。

9 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあつては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の上欄に掲げる値と、小型道路にあつては〇・二五メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の下欄に掲げる値とすることができる。

区 分	路肩に設ける側帯の幅員(単位 メートル)	
	第一級	第二級
第一種	〇・七五	〇・五
第二種	第一級	〇・五
	第二級	〇・五

10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第二項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員又は第四項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の上欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(停車帯)

第八条 第四種第一級から第三級までの道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、二・五メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、一・五メ

メートルまで縮小することができる。
 (軌道敷)
第九条 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

単線又は複線の別	軌道敷の幅員(単位 メートル)
単線	三
複線	六

(自転車道)

第十条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、二メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。
 (自転車歩行者道)

第十一条 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては四メートル以上、その他の道路にあつては三メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)又は路上施設

を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。
 (歩道)

第十二条 第四種第一級から第三級までの道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第三種第二級から第四級までの道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第三種又は第四種第四級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。
 (歩行者の滞留の用に供する部分)

第十三条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

（積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員）

第十四条 積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるものとする。

（植樹帯）

第十五条 第四種第一級及び第二級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、一・五メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

一 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

二 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

（設計速度）

第十六条 道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の上欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の下欄に掲げる値とすることができる。

第一種	区 分		設計速度(単位 一時間につきキロメートル)
	第一級	第二級	
	第一級	第二級	八〇
	第三級		六〇

2 副道の設計速度は、一時間につき、四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートルとする。

第四種	第二種		第三種		第四種			
	第一級	第二級	第五級	第四級				
	八〇	六〇	四〇、三〇又は二〇	六〇、五〇又は四〇				
	六〇	六〇	六〇、五〇又は四〇	五〇、四〇又は三〇				
					第三級	第二級	第一級	第四級
					六〇	六〇	八〇	六〇
					五〇又は四〇	五〇又は四〇	五〇又は四〇	五〇
					三〇	三〇	三〇	三〇
					二〇	二〇	二〇	二〇
					二〇	二〇	二〇	二〇

（車道の屈曲部）

第十七条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又は第三十五条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

（曲線半径）

第十八条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	曲線半径(単位 メートル)	
	上欄	下欄
一〇〇	四六〇	三八〇
八〇	二八〇	二三〇
六〇	一五〇	一二〇
五〇	一〇〇	八〇
四〇	六〇	五〇

(曲線部の片勾配)

二〇	三〇
一五	三〇

第十九条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第三種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、六パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区 分	道路の存する地域		最大片勾配（単位 パーセント）
	積雪寒冷地域 種及び第三種	積雪寒冷の度が甚だしい地域 その他の地域	
第一種、第二種及び第三種	積雪寒冷地域	積雪寒冷の度が甚だしい地域	六
	その他の地域	その他の地域	八
第四種	その他の地域		一〇
			六

(曲線部の車線等の拡幅)

第二十条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあつては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第二種及び第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

第二十一条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第四種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。

3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	緩和区間の長さ（単位 メートル）
一〇〇	八五
八〇	七〇
六〇	五〇
五〇	四〇
四〇	三五
三〇	二五
二〇	二〇

第二十二条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	視距（単位 メートル）
一〇〇	一六〇
八〇	一一〇
六〇	七五
五〇	五五
四〇	四〇
三〇	三〇
二〇	二〇

2 車線の数が二である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が進越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第二十三条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の上欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の下欄に掲げる値以下とすることができる。

区 分	設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	縦断勾配（単位 パーセント）
-----	-----------------------	----------------

2 第三種又は第四種の道路の自転車歩行者道又は歩道の縦断勾配は、五パーセント（沿道の状況等によりやむを得ない場合にあっては、八パーセント）以下を標準とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(登坂車線)

第四種		第一種、第二種及び第三種																
小型道路		普通道路					小型道路											
二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	八〇	一〇〇	二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	八〇	一〇〇
一一	一〇	九	八	九	八	七	六	五	二	一	一〇	九	八	七	六	五	四	三
					一一	一〇	九	八	七									六

第二十四条 普通道路の縦断勾配が五パーセント（普通道路で設計速度が一時間につき百キロメートルであるものにあつては、三パーセント）を超える車道には、必要に応じて、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、三メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第二十五条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に依り、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が一時間につき六十キロメートルである第四種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を千メートルまで縮小することができる。

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（単位 一時間に つきキロメートル）	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径（単位 メートル）
一〇〇	凸形曲線	六、五〇〇
	凹形曲線	三、〇〇〇
八〇	凸形曲線	三、〇〇〇
	凹形曲線	二、〇〇〇
六〇	凸形曲線	一、四〇〇
	凹形曲線	一、〇〇〇
五〇	凸形曲線	八〇〇
	凹形曲線	七〇〇
四〇	凸形曲線	四五〇
	凹形曲線	四五〇
三〇	凸形曲線	二五〇
	凹形曲線	二五〇
二〇	凸形曲線	一〇〇
	凹形曲線	一〇〇

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ(単位 メートル)
一〇〇	八五
八〇	七〇
六〇	五〇
五〇	四〇
四〇	三五
三〇	二五
二〇	二〇

(舗装)

第二十六条 車道、中央帯(分離帯を除く)、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を四十九キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、政令第23条第二項の国土交通省令で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第三種の自転車歩行者道又は歩道(以下「歩道等」という。)の舗装は、当該道路の存する地域及び沿道の土地利用の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、歩道等の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 第四種の道路(トンネルを除く。)の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(横断勾配)

第二十七条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩には、片勾配を

付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の下欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配(単位 パーセント)
前条第二項に規定する基準に適合する舗装道	一・五以上二以下
その他	三以上五以下

2 歩道又は自転車道等には、一パーセント以下を標準として横断勾配を付するものとする。ただし、歩道又は自転車道等の構造、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下の横断勾配を付することができる。

3 前条第三項本文及び第四項本文に規定する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

(合成勾配)

第二十八条 合成勾配(縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が一時間につき三十キロメートル又は二十キロメートルの道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、十二・五パーセント以下とすることができる。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	合成勾配(単位 パーセント)
一〇〇	一〇
八〇	一〇・五
六〇	一〇・五
五〇	一〇・五
四〇	一〇・五
三〇	一一・五
二〇	一一・五

2 積雪寒冷の度が甚だしい地域に存する道路にあつては、合成勾配は、八パーセント以下とするものとする。

(排水施設)

第二十九条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ます

その他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第三十条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で五以上交差させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合には、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の幅員は、第四種第一級の普通道路にあつては三メートルまで、第四種第二級又は第三級の普通道路にあつては二・七五メートルまで、第四種の小型道路にあつては二・五メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては三メートル、小型道路にあつては二・五メートルを標準とするものとする。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第三十一条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である普通道路が相互に交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路(以下「連結路」という。)を設けるものとする。

4 連結路については、第四条から第七条まで、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条及び第二十八条の規定は、適用しない。

(鉄道等との平面交差)

第三十二条 道路が鉄道又は軌道法(大正十年法律第七十六号)による新設軌道(以下

「鉄道等」という。)と同一平面で交差する場合には、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

一 交差角は、四十五度以上とすること。

二 踏切道の両側からそれぞれ三十メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、二・五パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

三 見通し区間の長さ(線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上五メートルの地点における一・二メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。)は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (単位 一時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ(単位 メートル)
五〇未満	一一〇
五〇以上七〇未満	一六〇
七〇以上八〇未満	二〇〇
八〇以上九〇未満	二三〇
九〇以上一〇〇未満	二六〇
一〇〇以上一一〇未満	三〇〇
一一〇以上	三五〇

(待避所)

第三十三条 第三種第五級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

一 待避所相互間の距離は、三百メートル以内とすること。

二 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。

三 待避所の長さは、二十メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、五メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第三十四条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、次に掲げるものを設けるものとする。

- 一 横断歩道橋等
- 二 柵
- 三 照明施設
- 四 視線誘導標
- 五 緊急連絡施設
- 六 駒止め
- 七 道路標識
- 八 道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）
- 九 他の車両又は歩行者を確認するための鏡（凸部、狭窄部等）

第三十五条 第四種第四級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の道路には、自動車減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第三十六条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第三十七条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、次に掲げるものを設けるものとする。

- 一 自動車駐車場
- 二 自転車駐車場
- 三 乗合自動車停車所
- 四 非常駐車帯

(防雪施設その他の防護施設)

第三十八条 雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、次に掲げるものを設けるものとする。

に掲げるものを設けるものとする。

- 一 雪覆工
- 二 流雪溝
- 三 融雪施設
- 四 吹きだまり防止施設
- 五 雪崩防止施設
- 2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第三十九条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第四十条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

(附帯工事等の特例)

第四十一条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第四条から前条までの規定（第七条、第十六条、第十七条、第二十七条、第二十九条、第三十四条及び第三十八条を除く。）による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第四十二条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該県道を当該市町村道とすることにより第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、同条第四項及び第五項、第四条、第五条第一項、

第四項及び第六項、第七条第二項から第六項まで、第九項及び第十一項、第八条第一項、第十一条第三項、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十五条第一項、第十六条第一項、第十九条、第二十条、第二十一条第一項、第二十三条、第二十五条第二項、第二十六条第三項及び第四項、第三十条第三項、第三十三条並びに第三十五条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第四十三条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第四条、第五条第四項から第六項まで、第六条、第八条、第九条、第十条第三項、第十一条第二項及び第三項、第十二条第三項及び第四項、第十五条第二項及び第三項、第十八条から第二十五条まで、第二十六条第三項及び第四項並びに第二十八条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第四条、第五条第四項から第六項まで、第六条、第七条第二項、第八条、第九条、第十条第三項、第十一条第二項及び第三項、第十二条第三項及び第四項、第十五条第二項及び第三項、第二十二條第一項、第二十四条第二項、第二十六条第三項及び第四項、次条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第四十四条 自転車専用道路の幅員は三メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は四メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二・五メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員〇・五メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第三十九条第四項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第三条から第四十二条まで及び前条第一項の規定(自転車歩行者専用道路にあつては、第十三条を除く。)は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第四十五条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、二メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第四十条第三項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、第三条から第十二条まで、第十四条から第四十二条まで及び第四十三条第一項の規定は、適用しない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六十五号

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

福岡県都市公園条例(昭和五十二年福岡県条例第十二号)の一部を次のように改正する。